

報道資料 大阪狭山市

令和7年(2025年)1月15日

【大阪府内初】出生届のオンライン手続きが可能になります

大阪狭山市では、令和7年2月1日からマイナポータルを利用し、オンラインで出生届の 提出が可能になります。これにより、出産直後に窓口に行く負担が無くなります。

オンライン手続きに必要なもの

- ・医師または助産師が作成した出生証明書
- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書が有効なもの)
- ・マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンまたはパソコン・IC カードリーダ

オンライン手続きできる期間

・子が生まれた日から数えて14日以内(14日目が土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日)

オンライン手続きできる人(以下の条件をすべて満たす場合)

- ・届出人の本籍地が大阪狭山市であること
- ・届出人が生まれた子の父か母であること
- ・生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること (嫡出でない子の場合は、母が日本国籍を有していること)
- ・子の生まれた場所が日本国内であること
- ・子の名に使用する漢字がマイナポータルで使用可能な漢字であること
- ※システムでは入力できない文字でも、子の名に使用可能な場合があります。システムで入力できない場合は、窓口で届け出してください。

オンライン手続きの流れ

- 1. マイナポータルの出生届のページにログインする。
- 2. 画面に従って必要事項を入力する。
- 3. 出生証明書を撮影し、画像を添付する。
- 4. 全て入力を終えたら、署名用電子証明書の暗証番号(英数字 6~16 桁)を入力し、申請情報を送信する。

問い合わせ 市民窓口グループ (担当/喜田) ☎072-366-0011